

令和3年度事業計画書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

特定非営利活動法人 麦わら屋

1 事業実施の方針

令和2年度も障害者総合支援法に基づく就労移行・就労継続B型支援事業所、相談支援事業所、共同生活援助事業所の継続した運営を行う。

ホームページにも掲載してあるように、麦わら屋の戦略（ロジックモデル）の最終アウトカムは「利用者さんが充実した生活を送れるようになる」である。この基本的な考えを基盤として日々の活動をしていく。

生産活動では、みそ・豚肉製造などの食品加工、メダカ・農業・除草班、内職班、アート活動班に区分けして活動している。前年度のB型の月額平均は21,000円と開所以来初めて平均工賃が20,000円代になった。今年4月からB型の定員を10名増やしたので平均工賃を20,000円にするには今まで以上に売り上げを上げないとならない。味噌・豚肉班での新商品やお弁当事業を軌道に乗せることと、アート製品にも力を入れていきたい。その他の活動は現状維持になってしまうが余裕があれば新規の仕事を引き受けていきたい。

今年から近くの倉庫を借りてアート活動はそこに移動した。5月に作品展を兼ねて新しい工房の紹介展を開催した。

芸術のいいところはたくさんの答えをもち、いわゆる不正解のないところです。近代社会が生み出した効率とスピードは障がいを持つ人たちの生き方を制限し、差別や不利益を生み出してきました。しかし多様な価値を尊重し、他社との相互理解を進めるという機能をもつ芸術文化活動においては障がいのあるなしは関係ありません。今後もアート活動を通して障がいを持つ人たちの自立した新しい生き方を提案していきたいです。

そして、事業所だけで完結するのではなく、地域社会を巻き込んだ活動をしていきたいです。また群馬県の障害者芸術文化活動普及支援事業にも手をあげる予定である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者 の予 定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
就労移行支援事業	就労準備訓練（加工食品の製造・販売）を行い、一般就労に導き、安定した生活を送れるよう支援する。	4月1日から3月31日まで 毎週月曜日 から金曜日	前橋市	3人	近隣地域在住の障がいを持った方10人
就労継続B型支援事業	福祉的就労（農作物生産・販売、請負業）を行い、安定した生活を送れるよう支援する。	4月1日から3月31日まで 毎週月曜日 から金曜日	前橋市	6人	近隣地域在住の障がいを持った方30人
相談支援事業	近隣地域の障がいを持った方やその家族の相談・援助を行う。	4月1日から3月31日まで 毎週月曜日 から金曜日	前橋市	2人	近隣地域の障がいを持った方やその家族
日中一時支援事業	前橋市・高崎市・渋川市・伊勢崎市に住居のある障がい児・者の日中見守りを行うとともに、介護者であるご家族の休息時間が確保できるよう支援する。	4月1日から3月31日まで 毎週月曜日 から金曜日	前橋市	1人	近隣地域在住の障がいを持った方
共同生活援助事業	地域で自立した生活を送れるよう生活支援を行う。	4月1日から3月31日まで 毎日	前橋市 または 近隣市 町村	10人	障がいを持った方11人